

申請区分：**B（県内本店工事格付け有・追加受付）**原則電子申請
奈良県建設工事競争入札参加資格審査申請要領
追加受付分 県内本店業者（格付け対象業種用）

奈良県

この申請要領は、申請業種に格付け対象業種（土木一式・建築一式・舗装）を含む申請者を対象としています。格付け対象業種を含まない場合は、申請区分Cの要領により申請してください。

令和9年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・各公社・警察本部等）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する場合は下記により書類を提出してください。

なお、この要領に基づき「土木一式」を申請した者は、「土木施設除草業務」の入札参加資格との重複登録はできません（「土木一式」以外の業種（例えば「道路等維持修繕」等）のみを申請する場合は重複登録可）。

1 本申請における競争入札参加資格の有効期間
令和9年6月1日～令和10年5月31日です。

2 資格審査結果について
個別の通知は行いません。

令和9年6月1日に建設産業課のウェブページに掲載予定の「令和9年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設産業課ウェブページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4331.html>

3 留意事項

（1）申請内容の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加・変更はできません。

申請の際には、内容を十分に確認してください。

（2）申請書類は、奈良スーパーアプリにより「電子申請」（添付書類も奈良スーパーアプリに添付してください。）してください。

（3）電子申請が困難な場合、申請書について様式1（Excel）を入力の上、添付書類と併せて郵送してください。

（4）対面による受付は行いません。

4 受付期間 令和8年11月2日（月）～令和9年1月29日（金）
※電子申請期限：令和9年1月29日（金）17時15分まで
郵送提出期限：令和9年1月29日（金）（当日消印有効）

【電子入札について】

○県土マネジメント部、まちづくり推進局、食農部、環境森林部（当該部局の出先機関を含む）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する建設工事及び建設工事に関連する委託業務は、電子入札により入札を行うこととしています。

※電子入札については <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/10553.html> をご覧ください。

○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

※利用者登録については <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/42219.html> をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設産業課入札契約係（0742-27-7486）にお問い合わせ願います。

当申請についての問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設産業課 公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

	県 内 業 者
1 申請資格	次の（１）と（２）のいずれにも該当する者 （１）申請日現在において建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する「本店」を奈良県内に置く者 （２）<u>令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者</u>（承継等のため、審査基準日がこの期間以降となる場合には、この申請までに経審の申請が経審申請先において受理されていること。）
2 欠格要件	以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。 ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成８年１２月１０日奈良県告示第４２７号）第６条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者 ③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 ④直前２年の事業年度において、営業実績を有していない者 ⑤県税を完納していない者 ⑥消費税及び地方消費税を完納していない者 ⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者 ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 イ 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。 オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 ⑧法第３条第１項各号に掲げる者 ⑨<u>雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）</u> ⑩本申請又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者
3 申請業種	申請業種は<u>６業種以内</u>とします。 申請業種については、次の別紙を参照してください。 ・令和８・９年度入札参加資格審査申請の工事種別について ・申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧 ・申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他） ※技術職員が１人以上（土木一式、建築一式、舗装については２人（注）以上）いる

	業種であって、かつ、経審の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（承継等のため、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間を審査基準日とする経審がない場合には、この期間以降で直近のもの。以下「経審結果通知書」という。）に<u>平均完成工事高がある業種</u>に限りします。 （注）土木一式、建築一式にあつては、2級以上の技術職員が1人以上含まれている必要があります。 <u>○この申請要領は、申請業種に格付け対象業種（土木一式・建築一式・舗装）を含む申請者を対象としています。格付け対象業種を含まない場合は、申請区分Cの要領により申請してください。</u>
4 申請方法	（1）「奈良スーパーアプリ」による電子申請 「【B：県内本店工事（格付け有）】令和9年度入札参加資格審査申請」から電子申請してください（申請書（様式1）に記載する内容を入力いただくため、様式1の作成は不要です。また、入力内容の印刷・提出も不要です。）。なお、奈良スーパーアプリでの入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点」を参照してください。 ① 締切：令和9年1月29日（金） 17時15分 上記締切までに申請を<u>完了</u>させてください。締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに申請を完了させてください。 ② 添付書類について 別紙「建設工事（格付対象業種）入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、添付書類を準備してください。申請にあたり、添付書類は<u>全て奈良スーパーアプリ</u>で提出してください。 なお、奈良スーパーアプリに添付できない書類については、当該書類について、郵送での提出が可能です。下記「5 送付先」に送付してください。 （提出期限：令和9年1月29日（金）（当日消印有効）） ③ 受付控えについて 申請が完了し、審査が承認されると、アカウント作成時に登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」となります。必ずメールを確認し、大切に保管してください。 （2）電子申請が困難な場合 ① 必要書類の作成、準備について 別紙「建設工事（格付対象業種）入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、必要な書類を作成し、添付書類を準備してください。 ② 提出書類を郵送 上記①で作成、準備した書類を添付書類と併せて下記「5 送付先」に送付してください。 ○ 提出に当たっての留意点 ・提出部数 1部 ・提出書類は、日本産業規格A4版としてください。 ・別紙「建設工事（格付対象業種）入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」の1から順にクリップで綴じてください。ステープル（ホチキス）留めやファイル綴じはしないでください。 ・「受付控え」が必要な場合は、次のものを併せて提出してください。 - ア 「受付控え」の返信用封筒（長3封筒に110円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの） - イ 競争入札参加資格審査申請書（建設工事（県内本店））（様式1）の写し （提出期限 令和9年1月29日（金）（当日消印有効））
5 送付先	〒630-8501 奈良市登大路町30

	建設産業課 公共工事契約管理係 宛 封筒に「入札参加資格審査申請（県内本店工事格付け有（区分B）在中）」と朱書きしてください。
6 その他	（１）申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。 （２）建設工事の適正な施工の確保等のため、県が必要と認めた場合には、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく立入検査を行います。 （３）奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。 （４）奈良スーパーアプリでの申請に当たっては、申請画面上の注意書きをよくお読み下さい。 （５）Excelで様式１を作成する際は、別紙「様式１ 申請上の注意（県内本店工事・格付け有）」をよくお読み下さい。 （６）<u>技術職員の減少、資本金の減少又は建設業許可種別の変更等により格付け要件を満たさなくなった場合は、速やかに「降格申請書」を提出してください。</u> （７）<u>入札参加資格審査申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。</u> （８）申請内容及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止の対象となります。 （９）本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。 （１０）本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。 （１１）申請内容及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。

建設工事(格付対象業種)入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

- 1 提出欄の「○」は提出必須書類です。「△」は該当者のみ提出してください。
- 2 電子申請を行う場合は、奈良スーパーアプリ上でのファイル添付により提出してください。
(なお、奈良スーパーアプリへの添付が難しい書類については、当該書類について、郵送での提出が可能です。)
- 3 申請に必要な様式は、以下の建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。
ダウンロードページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

	提出	提出書類
1	△	※奈良スーパーアプリで申請することが難しい場合（郵送により申請する場合）に作成してください。Excel入力の上、印刷して提出してください。 競争入札参加資格審査申請書（建設工事（県内本店）） 土木施設除草業務 競争入札参加資格審査申請書 } 様式1 ・申請者の押印不要 行政書士の場合は、「申請担当者又は行政書士⑬」の「氏名」欄に行政書士の職印の押印が必要です。 (参考) 行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号） 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 ・白黒印刷で可 ・電子申請が困難で本様式を作成する方で、「受付控え」が必要な場合は2部印刷し、返信用封筒（長3封筒に110円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの）と併せて提出してください。
2	○	県税（全税目）に滞納がない証明書（未納がない証明書でも可） ・発行後3か月以内のもの。 ・写し可 ※交付申請手続きの詳細については、各県税事務所にお問い合わせください。
3	○	消費税及び地方消費税に未納がない証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3。その3の2、その3の3も可） ・発行後3か月以内のもの。 ・免税業者も要提出 ・写し可（電子納税証明書（PDF）の出力も可） ※交付申請手続きの詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。
4	○	経審結果通知書の写し ・審査基準日（決算日）が令和7年10月1日～令和8年9月30日のもので最新のもの ※入札参加資格審査申請日までに経審を申請中で、通知書が届いていない場合は、申請書提出時に申請先の受付印が押された経審の「受付票」の写しと「経営規模等評価申請書」（様式第二十五号の十四）の写しを添付し、後日通知書が届き次第、通知書の写しを当課宛て提出してください。
5	○	経審結果通知書の基礎となった技術職員名簿の写し ・奈良県知事許可業者は、建設産業課の受付印があるものに限る。 ・現状が技術職員名簿の記載と異なる場合は、下記10（1）～（4）の項目に応じて必要書類を提出してください。 ※技術職員名簿記載の「基幹技能者」（有資格コード「064」）については、元となる資格が確認できる書類（監理技術者資格者証の写し又は合格証明書等の写し）を提出してください。 ※国土交通大臣の特別認定を受けている者については、下記11により書類を提出してください。
6	○	決算変更届 ・上記必要書類4の経審の基礎となったもの。 ・奈良県知事許可業者については、土木事務所受付印のあるもの。 ※下記ページの写しを提出してください。 (1) 建設業許可申請書及び添付書類等の変更届出書（表紙）（受付印のあるもの） (2) 貸借対照表（法人：様式第15号、個人：様式第18号）の表紙 (3) 貸借対照表（様式第15号又は様式第18号）中の「Ⅱ固定資産」が掲載されたページ
7	△	経審結果変更事項届（様式2） ・上記4の経審結果（資本金、許可の種別及び社会保険等の加入状況）に変更が生じた場合のみ提出 ※変更がない場合や、格付け等に影響を及ぼさない変更の場合は提出不要 ※添付書類の詳細は、様式2下部を参照
8	△	社会保険等適用除外誓約書（様式2-2） ・様式2の添付書類として該当する場合のみ
9	△	委任状 ・入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ・委任者、受任者とも押印不要 ※様式は任意ですが、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。 ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考) 行政書士法（昭和26年法律第4号） 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。
	△	使者差向書（様式 使1） ・使者により申請書を提出する場合のみ提出 ※申請される業者の社員が郵送で提出する場合は不要です。 ただし、申請される業者の社員が持参する場合は、社員であることを確認できるもの（社員証等）をご提示ください。

建設工事(格付対象業種)入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

技術者資格確認書(様式3)

以下の(1)～(3)に該当する場合のみ提出

(1) 経審結果通知書から減員となった人数(様式3「B」欄)
技術職員名簿記載の職員のうち、入札参加資格審査申請時点までに退職した者がある場合
→様式3「B」欄に、減員となった人数を記入(該当業種のB欄に記入)
→上記5(技術職員名簿)の退職者の氏名を、赤色二重線で見え消ししてください。

【提出書類(下記2点)】

- ア 技術者資格確認書(格付け基準確認用)(様式3)
- イ 退職者の退職年月日が確認できる書類(雇用保険喪失届等の写し)

※2か月以内に新たに退職者と同等以上の資格を有する技術者を雇用した場合は、様式3への記載は不要ですが、下記(4)により必要書類をご提出ください。

(2) 名簿記載されていない者の人数(様式3「C」欄)
入札参加資格申請日以前3か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、経審では審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用が必要なため、経審の技術職員名簿に記載されていない場合
→様式3「C」欄に、増員となった人数を記入(該当業種のC欄に記入)
→上記5(技術職員名簿)の余白に該当者の氏名を(黒字で)記入してください。

【提出書類(下記3点)】

- ア 技術者資格確認書(格付け基準確認用)(様式3)
- イ 当該資格を保有していることが確認できる書類(*1)
- ウ 雇用確認書類(*2)

(3) 2業種を超える者の人数(様式3「D」欄)
経審の審査基準日及び入札参加資格審査申請時点において直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では2業種までの申請となるため、その資格が経審の技術職員名簿に記載されていない場合

→様式3「D」欄に、該当する者の人数を記入(2業種を超える業種のD欄にのみ記入)
→上記5(技術職員名簿)の該当者の氏名を、ラインマーカー(黄色)で着色してください。

【提出書類(下記2点)】

- ア 技術者資格確認書(格付け基準確認用)(様式3)
- イ 当該資格を保有していることが確認できる書類(*1)

※土木一式(業種コード01)及び舗装(業種コード13)の両方で認められる資格(113一級土木施工管理技士、214二級土木施工管理技士等)については、イの資格者証等の書類の提出は不要です。

(4) 技術者が退職し、退職の日から2か月以内に格付け要件を満たす資格を持った技術者を新たに雇い入れた場合

→様式3への記入は不要

→上記5(技術職員名簿)の退職者の氏名をラインマーカー(水色)で着色し、名簿の余白に新たに雇用された技術職員名を(黒字で)記入の上、両者を線で結んでください。

【提出書類(下記3点)】

- ア 退職者の退職年月日が確認できる書類(雇用保険喪失届等の写し)
- イ 新たに雇用された技術者の雇用開始日がわかる書類
- ウ 新たに雇用された技術者の資格が確認できる書類

*1: 当該資格を保有していることが確認できる書類

(例)・監理技術者資格者証の写し・合格証明書等の写し・実務経験証明書等

*2: 雇用確認書類(下記A～Dの場合について、1・2の両方を提出。全て写し。なお、これに拠りがたい場合はご相談下さい。)

- A 社会保険・雇用保険加入者
 - 1 (社会保険) 標準報酬決定通知書
 - 2 (雇用保険) 事業所別被保険者台帳照会
- B 社会保険加入者(雇用保険適用除外)
 - 1 (社会保険) 標準報酬決定通知書
 - 2 (社会保険) 資格情報のお知らせ又は資格確認書
- C 雇用保険加入者(社会保険適用除外)
 - 1 (国民健康保険) 資格情報のお知らせ又は資格確認書
 - 2 (雇用保険) 事業所別被保険者台帳照会
- D 社会保険、雇用保険適用除外者
 - 1 (国民健康保険) 資格情報のお知らせ又は資格確認書
 - 2 入札参加資格申請前3か月以上の勤務状況が確認できる書類(給与台帳、出勤簿等)

※(社会保険)標準報酬決定通知書・(社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度)資格情報のお知らせ又は資格確認書等に被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキング(黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする)等により、その箇所が見えないようにして提出してください。

建設工事(格付対象業種)入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

11	△	国土交通大臣の特別認定を受けている者がいる場合 (1) 国土交通大臣認定書の写し (2) 監理技術者資格者証の写し 「国土交通大臣の特別認定を受けている者」とは、指定建設業について1級等の国家資格者と同等以上の能力を有すると認定された者をいい、格付けに際しては、その業種に限り認定された等級の技術者として取り扱います（主観的要素判定基準の技術職員数の項目においても評定点加算の対象となります。）。
12	△	舗装の業種を希望する場合で、舗装施工管理技術者が1名以上いる場合 (1) 「舗装施工管理技術者」の資格が確認できる書類（有効期限内の資格者証の写し） (2) 上記5の技術職員名簿のみで在籍していることが確認できない場合は、技術者の雇用が確認できる書類
13	△	常用労働者（R9.4.1現在で1年以上継続して雇用されている者）である障害者を雇用している場合 (1) 障害者であることが確認できる書類の写し ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等 (2) 雇用保険の加入を確認できる書類の写し ・事業所別被保険者台帳照会 等 (3) 健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類の写し ・標準報酬額決定通知書 等 (4) 本人の同意書の原本 ・自署又は記名押印が必要 ※雇用保険等に参加義務のない場合には、経審申請の際の技術者の在籍確認と同様の書類を提出してください。 ※提出書類に、被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキング（黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする）等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ※「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。 ※奈良スーパーアプリによる電子申請を行う場合は、「(4) 本人の同意書」については、スキャナー等を使用して自署又は記名押印がされたものをPDFに変換して添付して下さい。
14	△	CPDS・CPD 「技術職員名簿（上記5）」に記載されている者で、かつ、入札参加資格審査申請時点で在籍している者に係る、(1)又は(2)の書類を提出してください。 (1) (一社)全国土木施工管理技士会連合会（東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライズンビル1F TEL:03-3262-7438）が発行した次の書類 ・「学習履歴証明書」（R4.1.1～R8.12.31の間に受講したものに限る。） ・写し可 (2) 建築CPD運営会議及び建築CPD運営会議に参加する団体（(一社)奈良県建築士会等）のうち1団体が発行した次の書類 ・CPD実績証明書（R4.1.1～R8.12.31の間に受講したものに限る。） ・CPD個人実績表（R4.1.1～R8.12.31の間に受講したものに限る。） ・いずれも写し可
15	△	緊急維持（小規模維持修繕）業務又は雪寒対策業務に係る奈良県の土木事務所を相手方とする契約書の写し ・契約日が令和6年1月1日～令和7年12月31日の間であるもの ・約款は不要
16	△	表彰状等の写し 令和6年1月1日～令和7年12月31日の期間に受けた(1)又は(2)の表彰状の写しを提出してください。 (1) 建設業界の発展に貢献したこと等により、叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人、並びに国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰を受けた法人若しくは個人については、その表彰状の写し (2) 奈良県発注工事において、工事成績が優秀であったことに対し、奈良県から表彰を受けた場合は、その表彰状の写し

建設工事(格付対象業種)入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

17	△	公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書の写し 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習に係る受講修了書の写しを提出してください。 ・会社の代表者（例：法人の代表取締役、個人事業主）又は法人の取締役が受講したもの。 ・令和4年1月1日から令和8年3月31日までの間に受講したもの。 ・受講者が法人の取締役である場合は、受講日時点において申請業者の取締役であることが確認できる資料（登記事項証明書の写し等）を提出してください。 ※受講予定日が申請日以降である場合は、奈良県公安委員会から送付される「責任者講習受講通知書」の写しを提出してください。講習受講後は、速やかに受講修了書の写しを提出してください。 （「責任者講習受講通知書」は、奈良県公安委員会宛てに責任者選任届出書を提出後、送付されます。） ・受講者が法人の取締役である場合は、受講日時点において申請業者の取締役であることが確認できる資料（登記事項証明書の写し等）を提出してください。 ※以下の（１）～（３）に該当する場合は、当該講習の受講者が入札参加資格申請者の代表者等であることが確認できる資料（登記事項証明書の写し等）を提出してください。なお、<u>（３）については、受講日時点において、加点申請を行う全ての会社の代表者又は法人の取締役に就任している必要があります。</u> （１）講習を受講した代表者又は取締役と入札参加資格審査申請時の代表者又は取締役とが異なる場合 （２）複数代表を置いており、講習を受講した者と建設業許可における代表者とが異なる場合 （３）講習を受講した者が複数の法人等の代表者又は取締役であり、当該講習の受講修了証において入札参加資格申請を行った者の商号が確認できない場合 ＜不当要求防止責任者講習について＞ 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月18日奈良県条例第35条）により、県民をあげて暴力団の排除のための活動に取り組むこととされました。暴力団からの不当要求に対処するために必要な知識、技能を習得することを目的とした講習です。
18	△	労働福祉に関する書類 退職一時金制度と企業年金制度について、入札参加資格審査申請時点で下記（１）と（２）の両方に該当する場合は、当該事項が確認できる書類を提出してください。 （１）退職一時金（建設業退職金共済制度（建退共）は対象外） 下記のうちいずれかに該当する場合 - ア 労働協約・就業規則に退職手当の規定がある。 - イ 中小企業退職金共済制度へ加入している。 - ウ 特定退職金共済制度へ加入している。 （２）企業年金 下記のうちいずれかに該当する場合 - ア 厚生年金基金に加入している。 - イ 確定給付企業年金制度を導入している。 - ウ 確定拠出年金制度（企業型）を導入している。
19	△	災害協定に関する書類 （１）入札参加資格審査申請時点において奈良県と災害協定を締結している団体の会員となっている場合 ・災害協定を締結している団体が発行した書類（団体の会員であることが確認できるもの）の写し （２）令和6年1月1日～令和7年12月31日の間において、奈良県との災害協定に基づき災害時（鳥インフルエンザ・ロ蹄疫等の家畜伝染病を含む。）に対応した場合 ・契約書の写し（頭書のみ） （元請においては奈良県を相手方とするもの。下請においては県と契約を締結した元請との契約書等） 又は ・（１）の団体が発行した活動証明書の写し
20	△	資格取得に関する書類 上記5の「技術職員名簿」に記載されており、かつ、入札参加資格審査申請時点で在職している者（以下「評価対象者」という。）のうち、入札参加資格審査申請時点前2年間に土木施工管理技士等（「1級（2級）土木施工管理技士、1級（2級）建設機械施工技士、1級（2級）建築施工管理技士、1級（2級）建築士」をいう。以下同じ。）の資格を新たに取得した者がいる場合は、「技術職員名簿」の氏名の右横に○印と性別を記載し、当該資格取得者の性別が確認できる公的書類（健康保険資格確認書等）の写しと当該資格を保有していることが確認できる書類（合格証明書等）の写しを提出してください。 ただし、評価対象者が10人を超えていて、資格取得者数が2人未満の場合は、加点対象ではないため技術職員名簿への記載及び資格を保有していることが確認できる書類の提出は不要です。 なお、申請日以降、令和9年2月28日までに評価対象者が土木施工管理技等の資格を新たに取得したことにより、今回の申請での加点を希望する場合は、上記5の「技術職員名簿」の氏名の横に○印と性別を記載し、当該資格取得者の性別が確認できる公的書類（健康保険資格確認書等）の写しと当該資格を保有していることが確認できる書類（合格証明書等）の写しを提出してください。 ※今回の申請で加点対象となった者は、次回以降の申請では加点対象にはなりません。 ※提出書類に、被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキング（黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする）等により、その箇所が見えないようにして提出してください。

建設工事(格付対象業種)入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

21	△	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し ・入札参加資格審査申請時点において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている場合に提出 ・発行後3年以内のもの ※奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の詳細については、奈良県人材・雇用政策課のホームページをご覧ください。
22	△	保護観察対象者等雇用に関する証明書(様式4)(写し可) 次の(1)又は(2)に該当する場合は提出してください。 (1) 令和6年1月1日～令和7年12月31日までの間において、保護観察の対象者又は更生緊急保護の対象者を雇用している場合 (2) 入札参加資格審査申請時点において、協力雇用主登録をしている場合 ※協力雇用主登録のみの証明の場合は発行後3か月以内のもの ※奈良保護観察所長印のあるものに限ります。 ※奈良保護観察所への証明依頼方法については様式4下部を参照してください。 ※「保護観察対象者等」とは、更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察中の者又は同法85条に規定する更生緊急保護中の者をいいます。
23	△	建設業労働災害防止協会奈良県支部が発行する会員証明書の写し 入札参加資格審査申請時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は提出してください。 ※令和8年10月19日以降に発行されたものであること。

様式1 申請上の注意（県内本店工事・格付け有）**1 共通事項**

- (1) 「奈良スーパーアプリ」による電子申請が困難な方については、申請書（様式1）を作成し、必要書類と併せて持参（又は郵送）してください。
- (2) 申請に必要な書類については、下記「2 申請様式のダウンロードについて」に記載のウェブページから様式をダウンロードしてください。
- (3) 行政書士の職印を除き、申請書に押印は不要です（添付書類の一部に押印が必要なものがあります。）。

2 申請様式のダウンロードについて

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

3 申請上の注意

注意事項	
① 新規申請者	「令和8年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」に記載されていない方は、「○」を記入してください。
① 申請年月日	申請書類の提出日を記入してください。
② 許可番号	経審結果通知書に記載の許可番号（経審結果通知書の受領後に変更となった場合は、変更後のもの）を記入してください。 左の2桁は、奈良県知事許可業者は「29」、国土交通大臣許可業者は「00」を記載してください。
③ 資本金	経審結果通知書に記載の資本金額（経審結果通知書の受領後に変更となった場合は、変更後のもの）を、 千円単位 で記入してください。
④ 商号又は名称（カナ）	株式会社等の法人の場合は、 <u>（株）・（有）等の略号</u> を用いてください（経審結果通知書の記載と合わせてください。）。
⑤ 住所	住所は、経審結果通知書の記載と合わせてください（経審結果通知書の受領後に変更となった場合は、変更後のもの。）。
⑥ 電話番号	市外局番・局番・番号をそれぞれ「－（ハイフン）」で区切ってください。
⑦ 代表者役職	代表者の役職を記載してください。
⑧ 代表者氏名	姓と名の間を1文字分空けて記入してください。
⑨ 経審審査基準日	提出する経審結果通知書に記載の審査基準日を記入してください。
⑩ 業者番号	直近の入札参加資格業者名簿に記載の業者番号を記載してください（業者番号が不明の場合は、奈良県建設産業課ウェブページに掲載している「令和8年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」（ https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130009.html ）で確認してください。なお、新規登録の場合等は空欄のままにしてください。）。
⑪ 土木施設除草業務の登録希望	土木施設除草業務の登録を併せて希望する場合は「有」を、土木施設除草業務の登録を希望しない場合は「無」をチェックしてください。 「土木一式」と「土木施設除草業務」は重複して登録することができません。 （土木施設除草業務の登録には、 <u>経審</u> で「土木一式」の完成工事高が必要です。）

申請区分：**B**（県内本店工事格付け有・追加受付）原則電子申請

⑫ 希望する業種	登録を希望する工事種別を<u>6業種以内</u>で選択してください。 希望する業種は別紙「令和8・9年度入札参加資格審査申請の工事種別について」、「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧」、「申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他）」を参照してください。 ※経審結果通知書において、完成工事高のあるものに限りです。 ※「6業種」には、土木施設除草業務は含みません。
⑬ 申請担当者又は行政書士	今回の入札参加資格審査申請の内容について、問い合わせを行う際に使用しますので、担当者の所属部署・氏名・連絡先等を記入してください。 ※行政書士の場合は、行政書士の連絡先（所属欄に事務所名等）を記入し、氏名欄の横に<u>職印を押印してください。</u> ＜参考＞行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号） 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。
⑭ 技術職員（格付け）	経審の審査基準日における技術職員数を業種ごとに記載してください。 ただし、「技術職員名簿（必要書類5）」の登載者と現在の状況が異なる場合は、必要書類10を参考に、「技術者資格確認書（格付け基準確認用）（様式3）」を作成し、様式3の各許可種別に係る「現在の状況」欄の人数の職員数を記入してください。 <u>「1級技士補」については、経審で加点される者に限り「2級」として扱います。</u> <u>「2級技士補」については、「2級」として扱いません。</u>
⑮ 技術職員（主観点）	<u>「技術職員名簿（必要書類5）」に記載されている者</u>で、かつ、<u>入札参加資格審査申請時点に在籍している者</u>について、1級土木施工管理技士等、2級土木施工管理技士等、一定以上の実務経験を有する者の人数を該当する欄に記載してください。 同一の技術職員が複数の資格を有する場合は、最も加点が高い資格のみ記載してください（例えば、2級土木施工管理技士と1級建築士の資格を保有している場合は、「1級」で「1」、「2級」は「0」としてカウントします。）。 「技術職員名簿」に記載されている者が、「技術職員名簿」に記入のある資格より高い主観点の加点となる資格を保有する場合は、当該資格に係る主観点の加点となりますので、当該資格を保有していることが確認できる書類を提出してください。 ・「1級土木施工管理技士等」とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士、国土交通大臣の特別認定者（土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に限りします。）をいいます。 ・「2級土木施工管理技士等」とは、2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士（土木）、2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士、1級建設機械施工技士補、1級土木施工管理技士補、1級建築施工管理技士補をいいます。<u>なお、技士補については、経審で加点される者に限ります。</u> ・「一定以上の実務経験を有する者」とは建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者をいいます。
⑯ 許可種別	入札参加資格審査申請時点の、土木一式、建築一式、舗装の許可区分（「特定」又は「一般」）を選択してください。
⑰ 舗装施工管理技術者	舗装の業種を希望し、かつ、1級又は2級の舗装施工管理技術者が1人以上いる場合は○印を記載してください。
⑱ 有形固定資産	経審総合評定値通知書の基礎となった「決算変更届」（必要書類6）の貸借対照表に記載の「機械・運搬具」と「工具器具・備品」の減価償却後の額を転記してください。
⑲ 障害者雇用	「法定人数」欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により「障害者雇用状況報告書」の提出が義務づけられている場合には、法定雇用障害者数を、また、提出が義務づけられていない場合には、「0」を記入してください。 「雇用人数」欄には、令和9年4月1日現在における常用労働者（令和9年4月1日

申請区分：**B（県内本店工事格付け有・追加受付）**原則電子申請

	現在で1年以上継続して雇用されている者）である障害者の人数を記入してください。 ※「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。
②⑩ CPDS・CPD	「土木・舗装」欄には、「<u>技術職員名簿（必要書類5）</u>」に記載されている者で、かつ、<u>入札参加資格審査申請時点に在籍している者</u>が、令和4年1月1日～令和8年12月31日の間に受講したものに係る、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行した「学習履歴証明書（必要書類14）」に記載されている取得ユニット数の合計値を記載してください。 「建築」欄には、「<u>技術職員名簿（必要書類5）</u>」に記載されている者で、かつ、<u>入札参加資格審査申請時点に在籍している者</u>が、令和4年1月1日～令和8年12月31日の間に受講したものに係る、建築CPD運営会議及び建築CPD運営会議に参加する団体（（一社）奈良県建築士会等）のうち1団体が発行した「CPD実績証明書」及び「CPD個人実績表」（必要書類14）に記載されている取得単位数の合計値を記載してください。
②⑪ 緊急維持・雪寒	緊急維持（小規模維持修繕）業務又は雪寒対策業務に係る奈良県の土木事務所を相手方とする契約において、その契約日が令和6年1月1日～令和7年12月31日の間となる契約件数を記載してください。
②⑫ 表彰等	次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、各々の欄に○印を付けてください。 （ア）令和6年1月1日～令和7年12月31日の間に、建設業界の発展に貢献したこと等により、以下の表彰等を受けた者 ・叙勲又は褒章：叙勲等を受けた者又は叙勲等を受けた者が代表者である法人が加点対象 ・国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰：表彰を受けた法人（法人の代表者が表彰を受けた場合を含む。）又は個人が加点対象 （イ）令和6年1月1日～令和7年12月31日の間に、奈良県発注工事において、工事成績が優秀であったことを受け奈良県から表彰を受けた者
②⑬ 暴力団排除	令和4年1月1日～令和8年3月31日の間に、（公財）奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を、会社の代表者（例：法人の代表取締役、個人事業主）又は法人の取締役が受講した場合は、○印を付けてください。 ※受講者が法人の取締役である場合は、受講日時点において申請業者の取締役であることが確認できる資料（登記事項証明書の写し等）を提出してください。 ※以下の（1）～（3）に該当する場合は、当該講習の受講者が入札参加資格申請者の代表者等であることが確認できる資料（登記事項証明書の写し等）を提出してください。なお、（3）については、<u>受講日時点において、加点申請を行う全ての会社の代表者又は法人の取締役に就任している必要があります。</u> （1）講習を受講した代表者又は取締役と入札参加資格審査申請時の代表者又は取締役とが異なる場合 （2）複数代表を置いており、講習を受講した者と建設業許可における代表者が異なる場合 （3）講習を受講した者が複数の法人等の代表者又は取締役であり、当該講習の受講修了証において入札参加資格申請を行った者の商号が確認できない場合 <不当要求防止責任者講習について> 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月18日奈良県条例第35条）により、県民をあげて暴力団の排除のための活動に取り組むこととされました。暴力団からの

申請区分：**B**（県内本店工事格付け有・追加受付）原則電子申請

	不当要求に対処するために必要な知識、技能を習得することを目的とした講習です。
②④ 労働福祉	退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入又は加入している場合は○印を付けてください。
②⑤ 災害協定	入札参加資格審査申請時点において奈良県と災害協定を締結している団体の会員となっている場合は○印を付けてください。
②⑥ 災害出動	令和6年1月1日～令和7年12月31日の間において、奈良県との災害協定に基づき、災害時（鳥インフルエンザ・口蹄疫等の家畜伝染病を含む。）に対応した場合は、○印を付けてください。
②⑦ 資格取得	必要書類20を参考に、「技術職員名簿（必要書類5）」に記載されている者で、かつ、 <u>入札参加資格審査申請時点に在職している者</u> のうち、入札参加資格審査申請時点前2年間に土木施工管理技士等の資格を新たに取得した者がいる場合は○印を付けてください（ただし、「技士補」は対象外）。 また、当該資格取得者が若年職員（資格取得日時点で35歳未満）又は女性職員の場合は「資格取得」欄及び「若手・女性」欄の両方に○印を付けてください。 ただし、「技術職員名簿」に記載されており、かつ申請日時点に在職している者が10人を超えていて、資格取得者数が2人未満の場合は空欄としてください。
②⑧ 社員・シャイン	入札参加資格審査申請時点において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている場合は○印を付けてください。
②⑨ 保護観察（登録）	入札参加資格審査申請時点において、協力雇用主登録をしている場合は○印を付けてください。
③⑩ 保護観察（雇用）	令和6年1月1日～令和7年12月31日の間において、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法85条に規定する更生緊急保護中の者を雇用している場合は○印を付けてください。
③⑪ 労災防止協会	入札参加資格審査申請時点において、建設労働災害防止協会に加入している場合は○印を付けてください。

■資格審査基準及び条件

<格付け基準表（県内建設業者）>

等級	評定事項	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A 1 グループ	総 評 定 点 技 術 職 員 数	A 等級の基準を満たし、かつ 1, 0 0 0 点以上 1 級 1 0 名以上		
A	総 評 定 点 資 本 金 額 技 術 職 員 数 許 可 区 分 昇 級 条 件	9 0 0 点以上 4, 0 0 0 万円以上 1 級 5 名以上 特定建設業 前回の格付け B	9 0 0 点以上 4, 0 0 0 万円以上 1 級 5 名以上 特定建設業 前回の格付け B	8 5 0 点以上 2, 0 0 0 万円以上 1 級 5 名以上 (1 級又は 2 級の舗装施工管理技術者※ ¹ 1 名以上) 特定建設業 前回の格付け B
B	総 評 定 点 資 本 金 額 技 術 職 員 数 許 可 区 分 昇 級 条 件	8 0 0 点～8 9 9 点 2, 0 0 0 万円以上 1 級 2 名以上 特定建設業 前回の格付け C	8 0 0 点～8 9 9 点 2, 0 0 0 万円以上 1 級 2 名以上 特定建設業 前回の格付け C	7 5 0 点～8 4 9 点 2 名以上 (うち 2 級以上の技術職員 1 名以上)
C	総 評 定 点 技 術 職 員 数 昇 級 条 件	7 0 0 点～7 9 9 点 2 級 2 名以上※ ² 前回の格付け D	7 0 0 点～7 9 9 点 2 級 2 名以上※ ² 前回の格付け D	7 4 9 点以下 2 名以上
D	総 評 定 点 技 術 職 員 数	6 9 9 点以下 2 名以上 (うち 2 級以上の技術職員 1 名以上)	6 9 9 点以下 2 名以上 (うち 2 級以上の技術職員 1 名以上)	

※ 1) 「舗装施工管理技術者」は、(一社)日本道路建設業協会(旧(財)道路保全技術センターを含む。)に登録された者をいいます。また、「舗装施工管理技術者」は、上記表のうち舗装工事 A 等級欄における「1 級 5 名以上」の技術職員が兼ねていてもかまいません。

※ 2) 2 級 2 名以上とは、2 級以上の技術職員(2 級技士、経審で加点される 1 級の技士補、1 級技士) 2 名以上をいいます。

(注) 技術職員は、それぞれの格付け対象業種において、建設業許可に必要な技術者要件を満たしていなければなりません。

<条件>

- 「総評定点」は、別紙に定める「客観的要素(経営事項審査の総合評定値(P))」と「主観的要素」により算定します。
- 『客観的要素』の算定に用いる総合評定値通知書は、審査基準日(以下「審査基準日」という。)が、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までのものを有効とします。ただし、令和 9 年度追加受付分については、令和 9 年度に公開する要領で別途定めます。なお、承継等のため、審査基準日が当該期間以降となる場合には、入札参加資格申請までに経営事項審査の申請を行い、申請が受理されていることが必要です。
評定事項のうち「資本金額」、「許可区分」については、審査基準日及び入札参加資格申請時点において格付け要件を満たしていることが必要です。
また、評定事項のうち「技術職員数」については、入札参加資格申請時点において格付け要件を満たしており、かつ、当該申請日より前 3 か月以上の常時雇用を確認できることが必要です(舗装工事において要件としている舗装施工管理技術者についても、同様とします。)
- 直近の格付けから等級要件が 2 等級以上昇格(昇級)する者は 1 等級の昇格に留めますが、降格(降級)する者は該当する等級に降格するものとします。
ただし、直近の格付け時に 2 等級以上降格した者については、要件を満たせば降格前の等級に復帰することを認めます。
- 令和 4 年度以降、今回申請を行う業種について格付けがなかった者は、原則として最下位等級とします。
なお、令和 6・7 年度の通常受付時又は追加受付時に申請を行わなかった者で、令和 4・5 年度の通常受付時又は追加受付時に格付けを受けた者については、その時の等級から 1 等級以上降級して格付けを行います。
- 国土交通大臣の特別認定者は、認定された業種に限り、1 級技術者として取り扱うこととします。
- 令和 8 年度の格付けにおいて土木一式 A 等級のうち A 1 グループである者は、毎年度申請をいただき、全ての格付け基準を満たしていることを確認します。
- 各等級(A 1 グループを含む。)の評定事項(技術職員数、許可区分及び資本金額。ただし、総評定点を除く。)に係る基準(以下「格付け要件」という。)は、次回の格付けまで満たしていることが必要であるため、当該等級の格付け要件を満たさなくなった場合は、その旨を申請しなければなりません。
この場合には、該当する等級に降格するものとしますが、最下位等級の要件も満たさなくなる場合は、該当業種の入札参加資格の取り下げの届出が必要となります。
- 格付け要件の対象となった技術職員が退職した場合は、当該技術職員が退職した日から 2 か月以内に新たに技術職員を雇用することが必要です。
この場合において、退職した技術職員が 1 級又は 2 級の要件が付されていた者であるときは、当該技術職員が退職した日から 2 か月以内に新たに「退職した技術職員と同等以上の資格等を有する技術職員」を雇用することが必要です。
なお、当該技術職員が建設業法で届出が義務付けられている専任技術者等である場合は、法で定められた期限までに建設業許可権者に届出を行う必要がありますので、ご注意ください。
- 申請要領等で規定されている「申請資格」を満たさない場合や「欠格要件」に該当する場合は、入札参加資格を得ることができません。

総 評 定 点 算 定 基 準

客 観 的 要 素 判 定 基 準

客観的要素の評定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29により建設業者に通知される「総合評定値」に基づいて行う。

主 観 的 要 素 判 定 基 準

主観的要素の評定は、令和8・9年度の格付けから次の項目について行う。

格付け評価対象期間：令和6年1月1日から令和7年12月31日までの期間（ただし、信用度等の表中1、2、8、10、14についてのみ。）

1 工 事 成 績

(1) 格付け評価対象期間（※）に元請（ＪＶの構成員として請け負った工事を含む。）として完成・引渡が完了した次の種類の県発注の建設工事（以下「建設工事」という。）の工事成績の平均点（小数点以下切り捨て。次の算定式においてXとする。）により、次の算定式により評定する（下表のとおり）。

○ 建設工事の種類：土木一式工事、建築一式工事、舗装工事（格付けを行う建設工事の種類についてのみの評定）

工事成績の平均点が65点以上の場合： $(X - 65) \times 3$ / 65点の場合：0点 / 65点未満の場合： $(X - 65) \times 12$

工事成績	～59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76～
評 定 点	-90	-60	-48	-36	-24	-12	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	1点につき+3点

ただし、上限は105点（工事成績100点）、下限は▲90点（工事成績59点以下）とする。

（※）工事成績については、評価対象期間は令和3年1月1日～令和7年12月31日（5年間の平均点）とする。

(2) 前記の評定は、当初設計額（消費税込み）が1件250万円以上（平成24年5月31日以前に入札公告及び指名通知した工事については、当初設計額（消費税込み）が1件500万円以上）の工事について行う。特定ＪＶにおける工事も対象とする。

ただし、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害

協定に基づく要請により随意契約をした工事及び緊急維持業者、特定業者と随意契約をした工事を除く。

2 信 用 度 等

	項	目	評定点
1	格付け評価対象期間に入札参加停止措置を受けた者	入札参加停止期間が1か月につき▲5点。ただし、減点は▲120点（24か月以上）を限度とする。 1か月未満は切り捨てとする（1か月と15日の場合は、1か月とし▲5点）。	下限 ▲120
2	表彰等		上限 80
	(1)	格付け評価対象期間に建設業界の発展に貢献したこと等により以下の表彰等を受けた場合、1件につき40点。ただし、加点は80点を限度とする。 ・叙勲又は褒章：叙勲等を受けた者又は叙勲等を受けた者が代表者である法人に対して加点 ・国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰：表彰を受けた法人（法人の代表者が表彰を受けた場合を含む。）又は個人	80
	(2)	格付け評価対象期間に奈良県発注工事において、工事成績が優秀であるとして奈良県から表彰を受けた者	
	i	奈良県知事表彰 1件につき 30点	30
	ii	県土マネジメント部長表彰 1件につき 20点	20
	iii	土木事務所長等表彰 1件につき 10点	10
3	(1) この表の5において加対象となる技術職員の（一社）全国土木施工管理技士会連合会が認証する継続学習制度（CPDS）の取得ユニットの総和に対して、20ユニットにつき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【土木一式工事及び舗装工事のみ加点】 (2) この表の5において加対象となる技術職員の建築CPD運営会議に参加する団体が認証する継続学習制度（CPD）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【建築一式工事のみ加点】		各業種の上 限 20
4	暴力団排除（※2） 代表者（例：法人の代表取締役、個人事業主）又は法人の取締役が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合		10
5	技術職員数（※3）		上限 80
	1級土木施工管理技士等（※4）1名につき4点		
	2級土木施工管理技士等（※4）1名につき2点		
	土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に係る一定以上の実務経験を有する者（※4）1名につき1点		
6	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている者		20
7	常用労働者である障害者を雇用している場合（※5） ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合は、法定雇用率を達成していること。		20
8	保護観察対象者等の雇用の状況		
	(1)	格付け評価対象期間に更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更正緊急保護中の者を雇用している場合	20
	(2)	協力雇用主登録をしている場合。ただし、(1)に該当する場合、重複しての加算はしない。	5
9	労働福祉の状況 退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入している場合		20
10	災害協定		
	奈良県と災害協定を締結している場合（※6）		5
	格付け評価対象期間に奈良県との災害協定に基づき災害時（鳥インフルエンザ・口蹄疫等の家畜伝染病を含む。）に対応した場合		10
11	工事用機械器具の保有（※7） ただし、加点は40点を限度とする。		上限 40
12	「建設業労働災害防止協会」に加入している者		5
13	評価対象者（※8）のうち、入札参加資格申請時点前2年間に土木施工管理技士等（※9）の資格を新たに取得した者がいる場合、当該資格取得者が若年職員（35歳未満）又は女性職員の場合は20点、男性職員（35歳以上）の場合は10点を加点する。 ただし、評価対象者が10名を超える場合は、資格取得者数が計2名以上いる場合にのみ加対象とする。		上限 20
14	格付け評価対象期間に緊急維持業務、雪寒対策業務において奈良県の土木事務所を相手方とする契約を締結した場合 1件の契約につき5点。ただし、加点は10点を限度とする。		上限 10

◇総評定点算定基準において、評定点の前に▲があるものは減点数、その他は加点数です。

※１：取得ユニット及び単位は、直前５年間に取得したものとします。

※２：令和４年１月１日から令和８年３月３１日までの間に講習を受講した場合に限ります。

※３：客観的要素判定基準の対象となる経営事項審査において審査を受けた技術職員名簿記載の技術職員（入札参加資格申請時点で在職している者に限ります。）に対して加 points します。

※４：「１級土木施工管理技士等」とは１級建設機械施工技士、１級土木施工管理技士、１級建築施工管理技士、１級建築士、国土交通大臣の特別認定者（土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に限ります。）を、「２級土木施工管理技士等」とは１級建設機械施工技士補、１級土木施工管理技士補、１級建築施工管理技士補、２級建設機械施工技士、２級土木施工管理技士（土木）、２級建築施工管理技士（建築）、２級建築士をいいます。また、「一定以上の実務経験を有する者」とは建設業法第７条第２号イ又はロに該当する者をいいます。なお、技士補については経審で加 points される者に限ります（同一の技術職員が複数の資格を有する場合は、最も加 points が高い資格に対してのみ加 points します。）。

※５：「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第２条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。なお、「常用労働者」とは、１年以上継続して雇用されている労働者をいいます。

※６：入札参加資格申請時点において奈良県との災害協定を締結している場合に限ります。国や他の自治体等との災害協定は対象とはなりません。

※７：客観的要素判定基準の対象となる経営事項審査において審査を受けた財務諸表の貸借対照表中、有形固定資産の「機械・運搬具」欄及び「工具器具・備品」欄の減価償却後の合計額１００万円につき１点を加 points します（小数点以下切り捨て）。

※８：客観的要素判定基準の対象となる経営事項審査において審査を受けた技術職員名簿記載の技術職員のうち、申請日時点で在職している者（６か月以上常勤雇用されている者に限ります。）をいいます。

※９：１級（２級）土木施工管理技士、１級（２級）建設機械施工技士、１級（２級）建築施工管理技士、１級（２級）建築士をいいます。

令和8・9年度入札参加資格審査申請の工事種別について

奈良県が発注する工事種別は、以下に示す76種別です。

この中から登録を希望する工事種別を**6種別**以内で選んで申請してください。

なお、この工事種別は、建設業法第3条第2項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類（29業種）とは異なりますので、別紙「**申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧**」を参照のうえ申請書を作成してください。

表－工事種別及び工事内容の例－

	希望工事種別	工 事 内 容 の 例
01	土木一式	土木一式工事
02	建築一式	建築一式工事
03	舗装	道路等の舗装工事
04	鋼橋（上部工）	鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事
05	P C 橋（上部工）	プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事
06	造園	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理
07	木造住宅	耐火住宅（建築）以外の住宅（建築）工事
08	電気設備	道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝附帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事
09	暖冷房衛生設備	空気調和設備工事、衛生設備工事、屋内水道設備工事等
10	法面処理	アンカー工及びその他法面保護工事（モルタル吹付を除く。）
11	塗装	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、その他一般塗装工事
12	道路等維持修繕	路面補修作業、護岸水制補修、堤防天端補修、ジョイント補修、高欄補修及び電気通信設備等の補修 （路面・側溝・トンネル等の清掃作業を除く）
13	しゅんせつ	河川、港湾等の水底の掘削工事
14	グラウト	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事
15	杭打	鋼杭、鋼矢板、コンクリート杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事（地滑り対策工事等の抑止ぐい工事を除く）
16	さく井	取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事
17	機械設備	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備及びその他機械設備の工事で、電気設備工事・暖冷房衛生設備工事・通信設備工事に属する工事以外のもの
18	通信設備	監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路及び通信用鉄塔等の工事
19	上下水道設備	上下水道処理設備工事、取水・浄水・配水施設等工事
20	交通安全施設	標識等の新設・補修、区画線塗装、外灯等の設備工事
21	その他	上記工事に属さない工事

申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧

別紙

番 号	申 請 工 事 種 別	建設業法上の建設工事の種類	番号
0 1 0 0	土木一式	○土木一式工事	0 1
0 2 0 0	建築一式	○建築一式工事	0 2
0 3 0 0	舗装	舗装工事	1 3
0 4 0 0	鋼橋（上部工）※1	鋼構造物工事	1 1
0 5 0 0	P C 橋（上部工）※2	○土木一式工事	0 1
0 6 0 0	造園	造園工事	2 3
0 7 0 0	木造住宅	○建築一式工事 大工工事	0 2 0 3
0 8 0 0	電気設備	電気工事	0 8
0 9 0 0	暖冷房衛生設備	管工事	0 9
1 0 0 0	法面処理※3	とび、土工、コンクリート工事	0 5
1 1 0 0	塗装	塗装工事	1 7
1 2 0 0	道路等維持修繕	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事 石工事 電気工事 タイル、れんが、ブロック工事 舗装工事 塗装工事 防水工事 機械器具設置工事	0 1 0 5 0 6 0 8 1 0 1 3 1 7 1 8 2 0
1 3 0 0	しゅんせつ	しゅんせつ工事	1 4
1 4 0 0	グラウト	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事	0 1 0 5
1 5 0 0	杭打	とび、土工、コンクリート工事	0 5
1 6 0 0	さく井	さく井工事	2 4
1 7 0 0	機械設備	機械器具設置工事	2 0
1 8 0 0	通信設備	電気通信工事	2 2
1 9 0 0	上下水道設備	○土木一式工事 管工事 水道施設工事	0 1 0 9 2 6
2 0 0 0	交通安全施設	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事 電気工事 鋼構造物工事 塗装工事 電気通信工事	0 1 0 5 0 8 1 1 1 7 2 2
2 1 X X	その他		

- 上表の左欄の工事種別に対応する右欄の建設工事の種類のうち、いずれかの許可を受けている場合に当該左欄の入 札参加資格審査を申請できます。
- 許可業種の欄の○印は、総合的な企画、指導、調整が必要な工事の場合に指定する許可業種（「土木一式工事」または「建築一式工事」）です。
- 2つ以上の専門工事にまたがる工事など、大規模かつ施工内容が複雑な工事がこれに該当します。
- 入札参加資格の申請条件として施工実績があることが必須ですので、上表の左欄の工事種別に対応する建設工事の種類について、経審総合評定値通知書の年間平均完成工事高が「0」の場合申請できません。
- 特に※印については、経審総合評定値通知書の内訳表示である、※1は「111 鋼橋上部」、※2は「011 プレストレストコンクリート」、※3は「051 法面処理」、について年間平均完成工事高が「0」の場合は申請できません。

申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他）

別紙

番号	申請工事種別	建設業法の工事種別	番号
2101	その他(大工工事)	大工工事	03
2102	その他(左官工事)	左官工事	04
2103	その他(とび、土工、コンクリート工事)	とび、土工、コンクリート工事	05
2104	その他(石工事)	石工事	06
2105	その他(屋根工事)	屋根工事	07
2106	その他(管工事)	管工事	09
2107	その他(タイル、れんが、ブロック工事)	タイル、れんが、ブロック工事	10
2108	その他(鋼構造物工事)	鋼構造物工事	11
2109	その他(鉄筋工事)	鉄筋工事	12
2110	その他(板金工事)	板金工事	15
2111	その他(ガラス工事)	ガラス工事	16
2112	その他(防水工事)	とび、土工、コンクリート工事 防水工事	05 18
2113	その他(内装仕上工事)	内装仕上工事	19
2114	その他(熱絶縁工事)	熱絶縁工事	21
2115	その他(建具工事)	建具工事	25
2116	その他(水道施設工事)	水道施設工事	26
2117	その他(消防施設工事)	消防施設工事	27
2118	その他(清掃施設工事)	清掃施設工事	28
2121	その他(モニュメント工事)	鋼構造物工事	11
2122	その他(FRP覆蓋設置)	防水工事	18
2123	その他(防球ネット工事)	とび、土工、コンクリート工事	05
2124	その他(防球フェンス工事)	とび、土工、コンクリート工事	05
2125	その他(水門工事)	鋼構造物工事	11
2126	その他(水門工事・ゴム鋼製)	とび、土工、コンクリート工事 鋼構造物工事	05 11
2127	その他(水門扉工事)	鋼構造物工事	11
2128	その他(汚水処理施設)	管工事 機械器具設置工事 清掃施設工事	09 20 28
2129	その他(排水処理設備)	機械器具設置工事 清掃施設工事	20 28
2130	その他(脱臭装置設置工事)	機械器具設置工事	20
2131	その他(ポンプ据付配管工事)	機械器具設置工事	20
2132	その他(浄化槽設備)	管工事	09
2133	その他(プール工事)	○建築一式工事 鋼構造物工事	02 11
2134	その他(貯槽工事)	鋼構造物工事	11
2135	その他(体育施設)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事	01 05
2136	その他(公園遊具設置)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事 造園工事	01 05 23

番号	申請工事種別	建設業法の工事種別	番号
2137	その他(噴水、ろ過装置)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事 管工事 機械器具設置工事	0 1 0 5 0 9 2 0
2138	その他(解体、撤去工事)	解体工事	2 9
2139	その他(アンカー工事)	とび、土工、コンクリート工事	0 5
2140	その他(ロックシェッド)	とび、土工、コンクリート工事	0 5
2141	その他(アスベスト工事)	とび、土工、コンクリート工事	0 5
2142	その他(沈下修正、曳家工事)	とび、土工、コンクリート工事	0 5
2143	その他(テント工事)	鋼構造物工事	1 1
2144	その他(橋梁補修工事)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事	0 1 0 5
2145	その他(傾斜板設置)	とび、土工、コンクリート工事 機械器具設置工事	0 5 2 0
2146	その他(電気防触)	電気工事 管工事	0 8 0 9
2148	その他(表層工事)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事	0 1 0 5
2149	その他(伸縮継手工事)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事	0 1 0 5
2150	その他(防音壁設置)	とび、土工、コンクリート工事	0 5
2151	その他(フリューム設置)	とび、土工、コンクリート工事 管工事	0 5 0 9
2152	その他(音響設備)	内装仕上工事 電気通信工事	1 9 2 2
2153	その他(下水管渠止水工)	○土木一式工事 管工事	0 1 0 9
2154	その他(下水管調査・更生)	管工事	0 9
2155	その他(映像制作)	機械器具設置工事 電気通信工事	2 0 2 2
2156	その他(鋳金具)	板金工事	1 5
2157	その他(防触ライニング)	○土木一式工事 とび、土工、コンクリート工事	0 1 0 5
2158	その他(埋蔵文化財発掘調査工事)	○土木一式工事	0 1
2159	その他(防触・防水工事)	防水工事	1 8

必読

電子申請共通

「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点

令和 9・10 年度奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、全ての区分において「奈良スーパーアプリ」による電子申請を実施します。詳細は以下を御確認ください。

※申請区分 A～D で電子申請が困難な場合、
「様式 1 申請上の注意」を御確認のうえ申請書（様式 1）を作成してください。

※電子申請する際は申請書（様式 1）については作成不要です。

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

奈良県建設産業課のウェブページへのアクセス方法

奈良県 TOP ページ→組織から探す→県土マネジメント部 建設産業課
→入札参加資格について→令和 9・10 年度入札参加資格審査申請の受付について

1 各区分の申請方法について

- ・【A:県内本店工事（土木一式 A1 グループ確認）】
- ・【B:県内本店工事（格付け有）】
- ・【C:県内本店工事（格付け無）】
- ・【D:県内本店工事（除草）】

原則電子申請（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてののみ郵送）

電子申請が困難な場合は郵送申請（Excel 入力又は手書き等した申請書と全ての添付書類を郵送で提出）

- ・【E:県内営業所工事】
- ・【F:県外本店工事】
- ・【G:県内本店コンサル（測量含）】
- ・【H:県内本店コンサル（測量以外）】
- ・【I:県内営業所・県外本店コンサル】
- ・【J:特殊工事（道路暗渠清掃）】

電子申請のみ（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてののみ郵送）

必読

電子申請共通

2 各区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのアクセスについて

(1) 建設産業課のウェブページにアクセスしてください。

申請要領記載ページ <https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html>

(2) 上記(1)ウェブページ(申請要領掲載ページ)に、各申請区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。

有効期間	種別	申請区分		受付方法	申請要領 様式等	「奈良スーパーアプリ」	提出期間
令和9年6月1日～令和10年5月31日	建設 工事	A	A1グループ 資格要件確認	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	令和8年 11月2日(月曜日)～ 令和9年 1月29日(金曜日) 電子申請 …令和9年1月29日(金曜日) 17時15分までに申込完了 郵送 …令和9年1月29日(金曜日)(消印有効)
令和9年6月1日～令和10年5月31日 (追加受付)		B	県内本店 (格付け有)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		C	県内本店 (格付け無)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		D	県内本店 (除草のみ)	電子申請又は Excel入力等 の上全て郵送	ダウンロード	リンク	
		E	県内営業所	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		F	県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
令和9年6月1日～令和11年5月31日 (通常受付)	コン サル	G	県内本店 (測量業務を含む)	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		H	県内本店 (測量業務以外)	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		I	県内営業所 県外本店	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	
		J	特殊工事	電子申請のみ	ダウンロード	リンク	

必読

電子申請共通

(3) 表示された画面において、団体・事業者アカウントでログインを行ってください。奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントをお持ちでない方は、新規アカウント登録のうえ、申請を行ってください。



(4) 表示された画面の記載事項を確認し、申請内容を入力後、申請内容確認画面下部の「申請内容を登録」をクリックしてください。

(5) 申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「申請番号」、「申請者」、「申請先」、「手続き名」等が記載されていますので、メールの保存をしてください。

また、同メールが届かない場合、電子申請が完了していない可能性があります。

〈注意〉

- ・奈良スーパーアプリから送信されるメールは全て申請を行ったアカウントに登録されているメールアドレス宛てに送信されます。
- ・ドメイン指定受信を設定している場合や迷惑メールフィルタ等を設定している場合は、「@ml-nsa.pref.nara.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。

3 入力内容の修正や申請の取下げを行う場合

修正や取下げを行う場合は、県から申請を差し戻す必要があるため、必ず事前に建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

当課への連絡後、アプリの通知及びメールが送信されますので、奈良スーパーアプリにログインをし、内容を確認してください。

また、競争入札参加資格申請が承認（審査の完了をもって承認となります。）されると、承認された旨のメールが届きますが、その後は修正や申請の取下げを行うことはできません。承認後に修正や取下げの必要がある場合は、建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

4 その他

(1) 提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和9年1月29日（金）**です。特に、電子申請は**令和9年1月29日（金）17時15分**までに作業を完了させてください。また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

(2) 競争入札参加資格申請の審査が完了し承認されると、手続が完了した旨のメールが送信されます。なお、承認に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、同メールが届きましたら、必ず「奈良スーパーアプリ」から内容を確認してください。

(3) 「受付控え」についてのお知らせ

申請が完了し、審査が承認されると、登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」です。必ずメールを確認し、大切に保管してください。

必読

電子申請共通

5 お問い合わせ先

(1) 申請内容について

建設産業課 公共工事契約管理係 0742-27-7425

(2) 電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について

こちらのリンク先をご確認ください。<https://www.pref.nara.lg.jp/n026/65085.html>

※電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について、建設産業課にお問い合わせいただいても、お答えできません。ご了承ください。

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 8 年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）第 2 条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第 5 条に基づく変更等の届出書及び入札参加資格要件確認申請書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1 入札参加資格申請及び入札参加資格要件確認申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格業者名簿の公開
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）等の法令等の規定に基づく利用又は提供

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、個人情報の保護に関する法律等の法令等の規定に基づく利用又は提供を除き、他の目的で利用又は提供することはありません。